

復興まちづくりに関する補足資料

各市町村熊本地震復旧・復興プラン等策定状況(策定予定の団体のみ)

出典:熊本県ホームページ (https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_16944.html)

市町村	策定に向けた動き等	プラン策定時期	復旧・復興プラン等	備考
熊本市	・平成28年6月より「熊本市震災復興検討委員会」を設立 ・平成28年8月〜9月に、「熊本市震災復興計画素案に関 するパブリックコメント」を実施	平成28年10月	・熊本市震災復興計画	
八代市	_	平成28年10月頃(予定)	・八代市復旧・復興プラン(案)概要版 ・八代市復旧・復興プラン(案)	_
菊池市	_	未定	_	_
宇土市	・平成28年9月に、「まちづくり座談会」を開催	平成29年3月頃(予定)	・宇土市震災復興計画(第1期)策定方針	_
上天草市	_	平成28年12月(予定)	_	_
宇城市	_	平成29年3月頃(予定)	-	・第2次宇城市総合計 画の中で策定予定
阿蘇市	_	平成29年9月頃(予定)	-	・第2次阿蘇市総合計 画の中で策定予定
合志市	_	平成29年3月頃(予定)	_	_
大津町	・平成28年8月29日、30日、9月1日の3日間、計3地区にて 「震災復旧・復興住民座談会」を開催 ・平成28年10月に、「大津町熊本地震に関するアンケート」 を実施	平成28年12月頃(予定)	_	_
菊陽町	・平成28年8月に、「熊本地震復旧・復興計画策定に向けた座 談会」を開催	平成28年10月頃(予定)	_	_
小国町	_	平成29年11月頃(予定)	_	_
高森	_	未定	_	_
西原村	_	平成28年12月頃(予定)	_	_
南阿蘇村	・平成28年11月に、計7地区で「熊本地震『復興ワーク ショップ』」を開催(予定)	平成29年1月頃(予定)	・南阿蘇村「平成28年熊本地震」復旧・復興指 針	_
御船町	・平成28年10月〜11月に、計10地区で「御船町復興計画策定 に係る地区座談会」を開催(実施中)	平成29年3月頃(予定)	・御船町震災復興計画基本方針	_
嘉島町	-	平成29年3月頃(予定)	・嘉島町震災復興基本方針	_
益城町	・平成28年8月より「益城町復興計画策定委員会」を設立 ・平成28年10月に、「益城町復興計画骨子」を策定し、 計6校区と全校区にて「復興計画骨子に係る住民意見交換 会」を開催	平成28年12月頃(予定)	・益城町震災復興基本方針 ・益城町復興計画策定のための住民アンケート 調査結果 ・益城町復興計画骨子	_
甲佐町	・平成28年8月より「甲佐町復興計画策定委員会」を設立 ・「震災復興に関するアンケート」を実施	平成28年11月頃(予定)	・甲佐町復興指針 ・震災復興に関するアンケートの調査結果	_
山都町	_	平成29年3月頃	_	- 2
球磨村	_	未定	_	_

熊本県の復興計画の概要

復旧·復興 プランの検討

くまもと 復旧·復興 有識者会議

「創造的復興」の具体化のために、 知事へ提言(平成28年6月19日)

- ・会議2回
- ·現地視察1回

提言書 20項目

平成28年 熊本地震 復旧•復興本部 有識者会議からの提言を踏まえ、創造的復 興策を協議・検討(平成28年6月~)

*「知事公室長」が「復興監」として、 運営・総合調整を担当



平成28年 能本地震 からの復旧・ 復興プラン

平成28年 8月策定 10月改訂

復旧·復興 プラン

復旧・復興 の3原則

I 被災された方々の痛みを最小化する

Ⅱ 単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指す

Ⅲ 復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる

有識者 会議

Ⅰ 住民に寄り添った協働による復興 Ⅱ 創造的復興 Ⅲ 次代に継承する復興 IV 次の災害に備える復興 V 国・国民合意による復興

【基本理念】 県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する

痛みの最小化を目指した早急な対応(主に平成28年度の取組み)

くらし・生活の再建~被災者に寄り添い、すまい、医療・福祉、教育など県民生活を再建~

- ・避難所の運営支援(要配慮者支援等)・震災離職者等の就労支援
- ・仮設住宅の提供(「みんなの 家」整備、利便施設設置、交通 手段確保を含む)
- ・宅地の復旧、耐震化支援
- ・経済的困窮者や子供の支援
- ・学校施設復旧・再開、心のケア と学力確保
- ・損壊家屋等の公費解体及び 災害廃棄物処理
- ・出産・子育て環境の回復
- ・医療・福祉施設復旧、被災者の 健康・心のケア
- ・南阿蘇村立野地区における 寄添い支援
- ・東海大学農学部阿蘇キャンパス の再開支援

- ⑤地域の特性を活かした拠点・まち・観光地域づくり

未来へつなぐ資産の創造~未来の礎を築く~

③あらゆる状況に備える医療・福祉提供体制の構築

新たな熊本の創造に向けた概ね4年間の取組み等

安心で希望に満ちた暮らしの創造~安心・希望を叶える~

⑥くまもとの誇りの回復と宝の継承

⑦競争力ある農林水産業の実現 ⑧県経済を支える企業の再生・発展

④災害に負けない基盤づくり

①家族や地域の強い絆が息づく地域づくり

②安全安心で暮らし学べる生活環境づくり

社会基盤の復旧~道路・鉄道、阿蘇・熊本城、防災拠点など「くまもと」の基盤を再生~

- ・被災道路の応急復旧及び本格復旧着手
- ・国道57号・阿蘇大橋復旧方針決定、 俵山ルート年内仮復旧
- ・南阿蘇鉄道、JR豊肥本線の復旧推進
- ・市町村庁舎など防災拠点の復旧支援

- ・「熊本都市圏東部地域グランドデザイン (大空港構想NextStage) 」の策定
- ・広域防災拠点の機能強化
- ・国民参加による熊本城復旧の推進
- ・阿蘇の草原など自然・景観の再生推進

地域産業の再生~風評被害対策の実施、観光産業、農林水産業、商工業などを再生~

- ・風評被害対策、観光産業の再生
- ・農地・農業用施設の復旧、営農支援
- ・応援機運を捉えた農林水産物の販路拡大
- ・グループ補助金等による地域産業の再生

・サプライチェーンの回復、企業BCP支援

交流機能の回復~阿蘇くまもと空港、熊本港、八代港などの復旧と機能を強化~

- ・「熊本都市圏東部地域グランドデザイン (大空港構想NextStage) 」の策定
- ・熊本港、八代港の機能強化と利用促進
- 国際人材の育成、活動支援

世界とつながる新たな熊本の創造〜世界に挑み、世界を拓く〜

次代を担う力強い地域産業の創造~地域の活力と雇用を再生する~

②空港・港の機能向上によるアジアに開くゲートウェイ化

9自然共生型産業 (アグリ・バイオ・ヘルスケア等) を 核としたオープンイノベーション機能の確立

(3)世界と熊本をつなぐヒト・モノの流れの創出

⑩地域資源を活かす観光産業の革新・成長

⑪地域を支え次代を担う人材確保・育成



災害に強く

誇れる資産(たから)を次代につなぎ 夢にあふれる新たな熊本

- ・将来が夢にあふれ、希望に満ちた熊本(Hope)
- ・災害に強く、安全安心に生活できる熊本(Safety)
- ・熊本の宝が継承され、誇りに満ちた熊本(Pride)
- ・経済的に安定し、躍動する熊本(Economy)

復旧・復興プランの執行の体制

被災市町村

オール熊本

熊本地震 復旧・復 協力

平成28年

興本部

PDCAマネジ メントサイク ルにより、プ ランの実効性 を高める

国・市町村

一人ひとりの県民・地域組織・ボランティア団体・NPO 法人・市民活動団体産業界・教育機関・金融機関・など

熊本市の復興計画の概要

震災復興
計画
の検討

震災復興本部 震災復興検討委員会

市民参画・市議会

・会議(1回)

熊本市 震災復興 基本方針 の策定

(H28.5)

· 会議(3回)

· 委員会(4回)

震災復興座談会 ・市民アンケート

調査特別委員会(5回)

· 会議(1回)

· 委員会(1回)

・パブリックコメント ·調査特別委員会(2回)

・市民ワークショップ ·市議会臨時会(1回)

能太市 震災復興 計画 の策定 (H28.10)

震災復興 計画

基本方針

~市民力・地域力・行政力を結集し、 安全・安心な態本の再生と創造~ 1 避難から復旧、そして、74万市民が総力をあげ明日を見据えた復興へ

2 「安全・安心」と「元気・活力」、そして「地域経済」の回復に向けた効果的かつ迅速な市政展開

3 市民・地域と行政が協働で支える安全・安心で「上質な生活都市」の創造

復興重点プロジェクト 〜政令指定都市にふさわしい明日へのまちづくり〜

プロジェクト① 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト

プロジェクト② 市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト

プロジェクト③ くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト

プロジェクト④ 新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト

プロジェクト(5) 震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

復興計画の推進に向けて

(1)市民・地域と行政の協働による推進

能太市

の策定

震災復興

計画素室

(H28.8)

- (2)復興を円滑に進めるための行財政基 盤の確立
- (3)実施計画による復旧・復興事業の着 実な推進

「上質な生活都市」 の実現

目標別施策

1 被災者の生活再建に向け たトータルケアの推進

- (1)被災者の暮らしの安心や生活再 建を支える取組の推進
- ・生活再建に向けた支援・相談・ 情報提供
- 就労支援・職業訓練
- 心のケア
- ・応急仮設住宅等における 牛活支援
- (2)恒久的な住まいの確保支援
- ・安全・安心な生活環境の確保
- ・新たな住まいの確保
- ・将来の地震発生に向けた備え

2 「おたがいさま」で支え合 う協働によるまちづくり

- (1)互いに支え合う自主自立のまちづ くりの推進
- ・地域のまちづくり活動支援
- ・地域における支え合い活動の推進
- (2)復興を支える担い手の育成
- ・地域の担い手の発掘・育成
- 市民公益活動の推進
- (3)市民・地域と行政のパートナー シップの推進
- ・市民・地域と行政の関係強化
- ・市民参画・協働の推進

3 防災・減災のまちづくり

- (1)災害に強い都市基盤の形成 ・インフラの復旧・機能強化
- ・被災施設の復旧・耐震化等 等
- (2)市民・地域・行政の災害対応力の強
- 市民の災害対応力の強化
- ・地域の災害対応力の強化
- ・行政の災害対応力の強化
- (3)避難環境の見直し・強化
- ・避難所の指定・運営方法等の見直し
- ・避難所の機能強化・備蓄物資確保

4 「くまもとの元気・活 カーを創り出す

- (1)地域産業への多様な支援と復興需 要による地域経済の再生と活性化
- ・中小企業や商店街の事業活動再開 支援 等
- (2)農水産業関連施設の早期復旧と営 農再開に向けた支援による農水産 業の復興
- ・農地及び農業用施設等の復旧 等
- (3)震災からの再生をアピールし集客 を図る国内外へのシティセールス と観光戦略の展開
- ・復興をアピールするシティセール ス等

5 都市圏全体の復興を けん引する取組の 推准

- (1)連携強化と近隣自治体への
- ・本市東部地区と近隣自治体と の復興ビジョンの共有 等
- (2)都市圏全体の復興実現
- ・食の魅力発信による農水産業 の復興支援
- 観光の振興
- ・リーディング産業の育成
- ・中心拠点施設の整備等

震災復興 計画の執行 の体制

避難等の

応急対策

災害対策 本部

震災復興本部 庁内連絡会議

復旧・復興に向 けた計画策定等

本部長:市長 構成:庁議構成メンバー等

復興部

【復興総務課】

国県要望/震災復興計画の策定/震災復興本部に関すること 他 【生活再建支援課】災害義援金の配分/被災者生活再建支援/総合相談窓口 他 【住宅再建支援課】仮設住宅に関すること/被災者住宅の相談 他

復旧・復興 の事業実施

> 各局・ 各区

出典:小千谷市復興計画(平成17年7月)

みんなの復興

が復興する)

(子どもからお年寄

りまで、市民全員

などの協働による

(目標の実現のため)

に、自助、共助、

進める)

公助により復興を

(市民組織を立ち上

げ、専門家の助言

と協力を受けなが

ら市民の手による

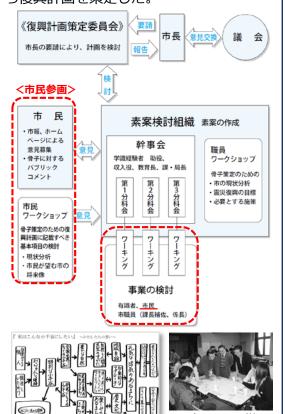
復興を推進)

新潟県中越大震災から10年「震災を乗り越え 新しいまち・小千谷への挑戦! (平成26年10月) 内閣府HP「災害復興対策事例集」 事例コード:200406

震災復興計画の検討

<計画策定体制>

計画策定を進めるにあたり、市民の意見 募集の他、市民ワークショップを2回開催 し、市民の意見や要望の把握に努めるとと もに、復興目標や施策を市民と確認しなが ら復興計画を策定した。



市民WSでの検討内容

市民WSの様子

小千谷市の人口は、36千人(平成28年10月現在) で、熊本県宇土市(38千人)や益城町(32千人)等 と同程度の行政規模で、かつ、中山間地という地域 特性を持つ点から類似地域での取組事例として記載

(8-44414-E)

(1969年)

震災復興計画

<復興によって目指す小千谷市の姿>

震災を乗り越え、小千谷市をよりよいまちにするために

豊かな自然と文化が織りなす、「復興のまち小千谷」

1 安全・安心に暮らせるまち

「みんなで復興・みんなの復興」を合言葉に、安全・安心に暮らせるま ちをつくりあげる。

- (1)早期の生活再建、産業・経済・社会・都市基盤の復旧・復興
- (2)市民、企業、町内会、NPO等の力による復興
- (3)行政の力による(3)
- 2 訪れてみたくなる、気になるまち

市民一人ひとりが地震と誇りをもって「復興のまち小千谷」を全国に発 信し、交流を拡大する。

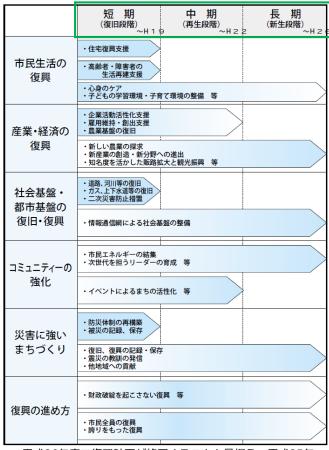
- (1)話をきいてみたくなるまち(被害の記録、復興の過程や震災の教訓を
- (2)訪れてみたくなる、交流をしてみたくなるまち(文化や伝統、農都交
- (3)食べてみたくなる、買ってみたくなる(食、商店街活性化、物産の販



震災復興計画の執行の体制

復興計画は、10年間の計画期間を緊急度等に応じて3段階の復 興目標時期に分け、その時期ごとに実施する事業を明確にしな がら取り組んできた。

検証においては、「小千谷市復興推進委員会」を組織し、短 期・中期・長期の検証ごとに市民アンケート、ワークショップ 等を実施し、次期の進め方について検討を行ってきた。



平成26年度で復興計画が終了することを見据え、平成25年 より長期検証(新生段階・10年)として、市内の男・女合計 1,000人にアンケート調査を実施し、524件(回収率52.4%) の回答が寄せられ、ワークショップには市民59人が参加した。 その結果、**市民は概ね復興目標が達成されたと考えているこ 5** とがわかった。

特徴

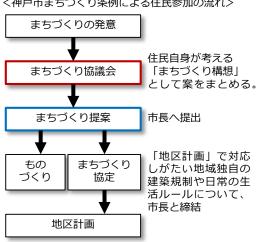
神戸市では、震災前から「神戸市まちづくり条例」を制定し、住民主体のまちづくりを進めてきたため、復興まちづくりにおいても住民・専門家・ 行政が相互理解を図り、まちづくり協議会の活動の下に、住民が主体的に活動し、特色のある計画づくりを進めることが可能であった。

神戸市の住民主体のまちづくり制度

神戸市では、1960年代~70年代にか けての神戸市内での住民参加のまちづく りの経験を踏まえて、1981年にまちづ くりの進め方の手順と市長の責務を定め た「神戸市まちづくり条例」を制定。

下記のような流れで、住民主体型のま ちづくりに取り組んでいた。

く神戸市まちづくり条例による住民参加の流れ>



<神戸市のまちづくり支援制度>

- ①アドバイザー派遣 (まちづくりの勉強会等に専門家を派遣)
- ②コンサルタント派遣 (まちづくり計画の作成等に専門家を派遣)
- ③まちづくり活動助成 (まちづくりニュース作成費、会議費の助成)

神戸市の復興まちづくりの進め方

神戸市の震災復興事業は、第1段階の都市計画(復興するべき区域。 事業手法、主な都市計画施設)を震災発生2ヶ月後に行政主導で決め たことに対する住民の反発から始まった。

神戸市では、第2段階の都市計画(道路や公園などの細部の施設配 置)を検討するにあたり、住民との対話を重視し、下記のような体 制で「住民主体型」の復興まちづくりに取り組んだ。 提案により、第1段階の都市計画の変更も行われた。)



居住者や十地・建物 の所有者等が構成員

鷹取東地区現地相談所

平成7年4

月に全地区

に設置され

各事業終了

まで、地元

住民との相

談の場と

なった。

となって組織される。 行政との交渉の窓口 の組織として、地域 活動の単位で設立。 (1事業地区に1以上 の協議会が設立され る。)

の技術的な支援を行うため、 全地区に派遣され、勉強会資 料の作成や、まちづくり案検 討へのサポートなどを行った。 平成7年7月からは、「こう べまちづくりセンター | 内に 「こうべすまい・まちづくり 人材センター」を設置し、住 民の希望する専門家を派遣す るシステムを確立。

神戸市の復興まちづくりの実績

<震災復興土地区画整理事業の実施地区> 全11地区(143.2ha) ※事業計画決定順

生11地区(145.2NG)公尹未可四次足限					
地区名	面積	事業決定	換地処分	協議会数	提案 回数
實取東第一	8.5ha	H7.11.30	H13.2.21	1	0
可道駅西	3.6ha	H8.3.26	H13.7.24	1	3
公本	8.9ha	H8.3.26	H16.12.24	1	5
f長田駅北	59.6ha	H8.7.9	H23.3.28	18	70
市道駅北	16.1ha	H8.11. 6	H18.3.29	8	15
門菅東	5.6ha	H8.11. 6	H15.4.11	1	2
11 世西	4.5ha	H9.1.14	H17.3.24	1	1
東第二	19.7ha	H9.3.5	H20.3.24	10	9
· 京南第一	6.7ha	H9.9.25	H15.2.14	1	6
除南第二	4.6ha	H10.3. 5	H15.2.14	1	4
幕第三	5.4ha	H11.10.7	H17.3.14	1	2

まちづくり提案で実現したもの

<公園>

【近隣公園(1ha)】・・・防災公園として整備 地区センター(集会所)、

防災倉庫(テント・トイレ)、

耐震性防火水槽(100トン)、

ステージ、せせらぎ、花壇(苗床)、記念碑

【街区公園】 慰霊碑、井戸、花壇

<道路>

【コミュニティ道路】…**シンボルロード** せせらぎ(植栽帯、フットライト)、 並木(シンボルツリー)、

歩道の美装化(無電柱化、デザイン街灯、 デザインタイル、ボラード)、段差のない歩道 【その他】

ポケットパーク、交通広場(光の帯、植栽、 フットライト)、通学路(カラー舗装)

福島県新地町の復興への取組~コンサルタントを活用した復興まちづくり~

特徴

福島県新地町の集団移転事業は、従前の集落を基本にほぼまとまって移転し、集団移転団地内に災害公営住宅を整備することで、ほぼ従前のコミュニティを継続する方向で計画された。これは、生活再建に向け、懇談会やアンケートを繰り返し、被災者の意向をできるだけ反映するように合意形成を進めてきたことによる。結果として、全地区で同時に合意形成、計画作成及び事業化手続きを行うことができ、集団移転事業の早期実現に繋がった。

取組のポイント

1.被災前の計画策定等からのつきあいによる自治体とコンサルタントの信頼関係があった

コンサルタントは過去20年ほど新地町の都市・住宅関連計画策定を支援しており、 当町の「都市マスタープラン」を福島県下第1号として策定した実績があるなど、自治体 との間に信頼関係があった。

2.コンサルタントによる専門的助言と 住民ニーズに対応するための計画提案

当町では、集落ごとに「懇談会」を行い、復興計画の考えを町自らが伝えるとともに住民の意見を聞いた。コンサルタントからの助言を受け、2012年4月以降は希望する移転先ごとに集まって、新たな計画団地の懇談会をWS形式で行った。WSでは町職員が進行役を、コンサルタントがそのサポートを務め、団地の模型などを使用して意見交換が進められた。

計画案については、新たな移転先は、望む人には**元の集落の方と一緒に移転できるように、団地規模を大きく想定した複数地区から選択できるようにしたり**、漁師や農家など作業スペースが不足する方には、**宅地の原価購入により希望する敷地規模、借地、分譲を受けられるようにする**などの提案があった。

3.「コンサルタントは多様な事業経験を活かした情報の整理」 「町は国と協議して柔軟な運用を具体化する」という役割分担

計画案の検討に際しては、コンサルタントの多様な事業経験から再建の判断に必要な情報を整理し、懇談会・意向調査・個別相談会などを開催し、安心して移転できるように取り組んだ。町は、**買い上げ価格について国と事前相談し、町の判断で進めることの助言を受ける**など柔軟な運用を行い、被災地の先陣を切って町が買い上げ価格の公表を行った。(2012年1月)

また、国との事前協議で、借地・分譲の組合せについて**事業計画シートの書式を見直した**ことや、**買い上げ用地を地目でなく現状で扱う**ことを確認したことも有効に働いている。

<新地町防災集団移転事業 事業化までの経過>

	く新地町防災集団移転事業の事業化までの経過と				
			復興への動き	防災!	集団移転事業の合意形成等
	平成	3月	●東日本大震災(3/11)		
ıl	23年	4月			
Ш		5月		構想検討(6~8月)	
Ш		6月	●国交省復興パターン概略	被災6集落の再建方針	
Ш			検討着手	(現地/移転か、移転の	
		7月	新地町復興計画策定委	場合の場所)	●被災者アンケート(1)(配布497、回収378)
			員会(第1回)		
		8月	251211211111111111111111111111111111111	### = 0 T T	
		9月	●「新地町災害危険区域の	集落毎の再建の方向性	●被災集落行政区長ヒヤリング(6集落別、懇談会
			指定に関する条例」議決	整理(8~12月) 被災6集落の再建方針	の進め方について)
				・沿岸部の被災集落は	●地区別復興懇談会(第1回)(6集落別、再建の進め方等、出席者481名)
_		10月	●復興構想決定	* 沿岸部の被災集落は 集団移転	め万寺、口所有481名)●地区別復興懇談会(第2回)(6集落別、再建の進
Ш		107	(10.13)	・駅周辺の中島は区画	●地区別復興総畝云(第2回)(0集裕別、再建り進め方等、出席者390名)
Ш			(10.13)	整理で現地再建	●被災者アンケート(2)(懇談会出席者、回答 290
Ш				登 任 C	名)
Ш		11月	●国交省復興パターン詳細	-	-117
- 1		,,	検討着手		
		12月	●災害危険区域の告示	集落の再建方針の理解	●移転先土地所有者との懇談会(4地区別)
				未冷の再建力町の理解 と個別の意向(12~1	
Ī	平成	1月	●新地町復興計画(第一	月)	●集団移転事業説明会(3集落、住宅再建に関す
	24年		次)(01.24)	個々の再建意向を反映	る条件等について、390名)
			●移転促進区域の買取価格	した計画検討	●被災者アンケート(3)(回答 279名)
			等の公表	(の)とは「四川大口」	●集団移転に関する個別相談会(260名参加)
		2月	• (tograda (t.), a stantical and (the	個別の意向に基づいた	A Martin Charles and A Towns A
		3月	●復興交付金事業計画(第1	事業計画素案の作成(2	●集団移転に関する説明会
			回)	~4月)	●集団移転に関する個別相談会(2)事業参加申込(5月中)
		4月			事業参加中込(5月中)●第1回の団地計画懇談会(4/23~27)参加申込を
		4 <i>H</i>			集計し、新団地のイメージ図(案)を作成し提案
		5月			●第1回公営住宅入居者懇談会(5/24)
-1		0/1		移転希望者と協議しな	●第2回の団地計画懇談会(ワークショップ)(5/29
Ш				がら団地計画の検討(基	~6/1)、団地の範囲、道路のパターン、団地へ
Ш				本設計)(5~7月)	のアクセス、集会所、公園、共同倉庫等地区共
Ш				4-0X81/(0**//J/	同施設の配置計画等の協議
		6月			
		7月	●復興整備協議会により農		●第2回公営住宅入居者懇談会(7/10)
			地転用、防集事業の同意		●第3回の団地計画懇談会(ワークショップ)
			(7/27)		(7/11、12、18~20)、第2回懇談会での意見を反
					映し、計画(案)の作成(道路、共同施設の概ね
				実施設計(8月~)	の内容決定)
		8月		大旭故前(0月~)	
٠.					

集落毎の懇談会にて、再建の方向性を協議し、沿岸部の集落は移転を基本に検討することとなった。また、移転団地毎に計画検討のワークショップを開催**7**して、意見交換を通じて団地計画を作成した。

部分

概要

兵庫県は、東日本大震災における住民主体の復興まちづくりを支援するため、<mark>阪神・淡路大震災における復興まちづくりを経験した専門家チーム(ひょうごまちづくりコンサルチーム)を被災地に派遣</mark>し、復興まちづくりのノウハウや教訓を伝えるとともに、専門家と被災地の住民団体等との交流を通じ、復興まちづくりのネットワークづくりとまちづくり活動を促進する事業を実施した。

応募資格

- (1) ひょうごまちづくり専門家(※1)で構成されたグループ
- (2) ひょうごまちづくり専門家が所属するまちづくり関連団体
- ※1 (公財)兵庫県まちづくり技術センターが設置する「東日本大震災 ひょうごまちづくり専門家バンク」に登録された専門家

活動内容

コンサルタント、建築士、学識経験者、行政OB等の3~6名で編成する専門家チームで、被災地の住民団体等が開催するワークショップ等を実施

企画提案

派遣に際し、専門家チームより下記の条件で活動内容について企画提案を 受けた。

- (1) 阪神・淡路大震災における復興まちづくりの経験又は教訓を伝える事業の企画
- (2) 原則2名以上のひょうごまちづくり専門家を含む3名以上6名以下の専門家チームを派遣する事業の企画
- (3) 派遣受入団体の了解を得ており、かつ、派遣先市町村の了解を得られる見込みがある企画

派遣の決定

センター及び兵庫県等の職員で構成する委員会にて、下記を総合的に評価して採否を決定

- ・企画提案の要件
- ・企画される事業の効果
- ・応募団体の業務遂行能力等

事業の報告

事業実施後、速やかに「事業実績報告書」を提出 報告書は、委員会への報告後に公表

~活動に係わる所要経費の弁償について~

① 基本的な所要経費

- ◆1人1行程あたりの活動経費
 - *準備・活動費…基本額3万円
 - ・関係者との打合せ
 - ・事業の実施
 - ・実績報告等に必要な書類作成
 - 経費等の通常経費

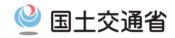
<1行程で企画数が2以上ある場合> (企画数-1)×3万円を加算

- *交通費…実費弁償(特別料金等を除く)
- *宿泊費等…活動に必要な宿泊数に応じて算定
- ◆会場使用料…実費弁償 消耗品費…実費弁償 保険料…実費弁償

② その他の所要経費

- ◆必要に応じて、センターと相談
- ◆飲食費…**所要経費として認めない**

国土交通省における復興事前準備推進の取組



復興まちづくりの主体となる地方公共団体が、被災後に早期に復興まちづくり に着手できるよう、東日本大震災からの復興まちづくりの教訓等を踏まえ、 復興事前準備を推進している。

復興事前準備の取組

- ○東日本大震災を踏まえた<u>津波被害からの復興まちづくりガイダンスの普及</u>
 - →有識者会議を開催し、東日本大震災の津波被害からの復興まちづくりの教訓等を とりまとめた。

地方公共団体からの要望があれば講習会を実施している。

- ○復興まちづくりイメージトレーニングの推進
 - →5自治体(さいたま市、海老名市、春日井市、京都市、徳島県)において試行 今年度初めて国土交通大学校において、土地利用計画研修の中で実施 その内容を踏まえ、**復興まちづくりイメージトレーニングのガイダンスを作成予定**
- ○復興事前準備のガイドラインのとりまとめ
 - →有識者会議を開催し、地方公共団体が被災後に早期に復興まちづくりに着手できるよう、**復興事前準備のあり方を取りまとめたガイドラインを作成予定**
- ○次期国土交通省防災業務計画への位置づけ
 - →防災業務計画に位置づけることにより、地方公共団体における復興事前準備の 取組を推進する。

「復興まちづくりイメージトレーニング」について

出典:埼玉県都市計画課パンフレット

(http://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshihukkou/documents/imetore setsumei.pdf)

既要

・震災復興では、一刻も早く元の生活水準に戻りたいという個人の「生活復興」の視点と、脆弱な市街地の再生を防止し、良好な市街地として復興させるべきとの「市街地復興」の視点が食い違うことが懸念される。この課題に対する事前の備えとして、県や市町村が「復興まちづくりイメージトレーニング」を実施する。

実施方法

【対 象】 県・市町村職員 埼玉県まちづくりサポーター

【時間】 概ね1日

【形 式】 ワークショップ形式

- ① 住民の視点で「生活再建シナリオ」の検討
- ② 行政の視点で 「市街地復興シナリオ」の検討
- ③ 双方の視点で「復興シナリオ」を検討



効果

・復興に関する人材育成

- ・ 復興に向けた知識やノウハウの蓄積
- ・ 得られた課題などを手引きなどへ反映

実施状況

・平成21年度から概ね年1回程度開催

・平成25年度: 白岡市

・平成26年度: 東松山市、川口市、さいたま市

・平成27年度: 深谷市、さいたま市

埼玉県震災都市復興の手引き

大規模地震に備えて、都市の復興の考え方や 復興計画作成までの手引きをまとめた「埼玉県 震災都市復興の手引き(事前の取り組み編) (発災後の取り組み編)」をH26.2に策定した。 この手引きをより実効性のあるものとするため、 PDCAサイクルに基づき、随時見直しを行うこ ととしている。

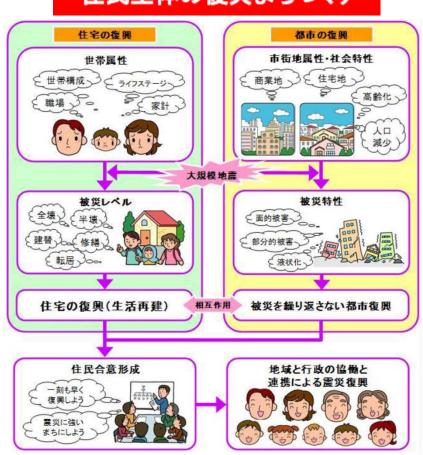
H27.1に第2版改訂。

復興まちづくりコーディネーター

復興まちづくりコーディネーターは、復興まちづくりを先導できる人材として、都市計画行政等を3年以上経験した者または復興まちづくりイメージトレーニングに参加した者を県が登録する。

<平常時>復興まちづくりイメージトレーニングでの進行 役や、復興に関する勉強会での講師などの活動を行う。 <震災時>地域復興組織への行政主体の復興まちづく りを達成するためのプロセスの指導、行政情報の提供な どの活動を行う。

住民主体の復興まちづくり



復興まちづくり人材バンクの概要

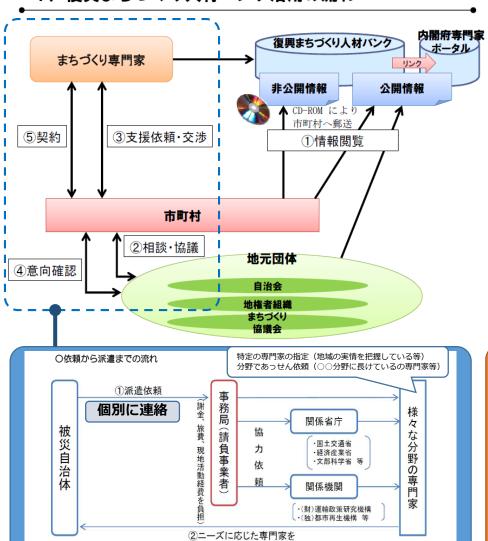
出典:公益財団法人都市計画協会ホームページ

http://www.tokeikyou.or.jp/jinzaibank/

概要

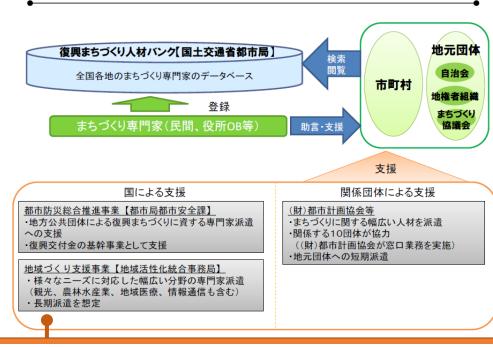
平成24年より、国土交通省において、まちづくり専門家の情報に関する「復興まちづくり人材バンク」を構築し、インターネット上で公開するとともに、 被災地の自治体に対して提供することにより、被災地の自治体や地域住民による協議会等が必要とするまちづくり専門家を、容易に検索することができ る環境整備を進めてきた。現在は、都市計画協会にてシステムを引き継ぎ、運用されている。

1. 復興まちづくり人材バンク活用の流れ



ニーズに応じた期間、条件で派遣(謝金は1日約2万円)

2. まちづくりに関する専門家派遣に対する支援体制



■東日本大震災復興交付金 都市防災総合推進事業

〔被災地における復興まちづくり総合支援事業〕

- ①市町村からコンサルタント会社等に「復興まちづくり計画策定支援」に関する業務を発注し、仕 様書に基づきコンサルタント会社を通じて地域に専門家を派遣する方法
- ②市町村と各専門家とが個別に契約を締結し、市町村から地域に専門家を派遣する方法

■地域づくり支援事業〔専門家派遣事業〕

- ○派遣できる専門家
- ・地方公共団体が地域の復興に必要な専門家と判断した方を派遣可能
- ○派遣する期間
 - ・派遣対象の専門家との日程調整の結果での期間において対応
- ○派遣条件
 - ・専門家に支払う謝金は、一律1日20,100円 ただし、1日の活動時間が4時間に満たない場合は1/2に減額

1

東京都の都市復興訓練の概要

概要

東京都では、都・区市町村職員を対象に都市復興の意識向上や復興手順の習熟、東京都震災復興マニュアルの検証等を目的として、平成10年度から都市復興訓練を毎年実施している。

方 法:東京都震災復興マニュアルに基づき、震災直後の被害概況調査から、復興まち

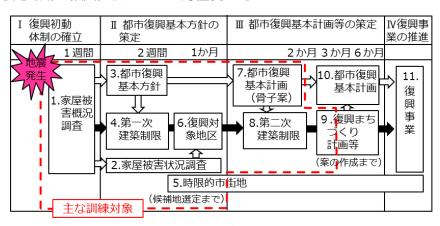
づくり計画案の作成までの各復興プロセスについて、図上及び実地のワーキン

グによる訓練作業等を行う。(主に木造住宅密集地域を対象として実施)

対 象:都及び各区市町村の都市復興担当職員

(概ね100名程度、区市町村9名程度×10班・東京都2名×5班編成)

想定時期:被災直後から3か月程度まで





まち点検の様子



グループワークの様子

マニュアルに定める都市復興プロセスにおける訓練範囲

上記のほか、東京都では都市復興に関して下記の訓練を実施している。

- ■復興まちづくり実務者養成訓練 [区市町村職員向け] 地域レベルの復興まちづくり訓練の企画立案や運営のできる職員の養成
- ■情報連絡訓練[都・区市町村合同] 家屋被害状況調査について都と区市町村間の情報連絡、被害状況図の作成
- 事業立案・広域調整に関する訓練 [都職員向け]都施行事業を含む復興まちづくり計画案の作成、区市町村の境界部等における各種調整

杉並区での実施事例(平成28年度)

実施時期:8月~10月(①のみ1日、②~⑥は午後)

訓練会場:杉並区役所会議室ほか

対象地区:杉並区内(梅里2丁目、成田東3~4丁目)協力者等:学識経験者(明治大学、工学院大学、首都大

学東京等)、災害復興まちづくり支援機構、

杉並建築会、杉並区

項目	主な内 容	
①ガイダンス、 訓練地調査、 図上訓練	・都市復興と訓練の流れについて・対象地区の特性について・まち点検(実地調査)・点検結果や復興課題の整理・第一次建築制限(素案)の作成	
②講演、 図上訓練	・復興事例等の講演(元神戸市局長) ・講演から復興を考えるグループワーク ・事業手法の説明 ・都から基本方針の説明 ・都市復興基本方針の作成 ・第一次建築制限区域図の作成	
③図上訓練	・復興対象地区の地区区分の設定・都市復興基本計画(骨子案)の作成	
④図上訓練	・第二次建築制限図の作成 ・復興まちづくり計画(案)の作成	
⑤図上訓練	・班別に都と協議、学識経験者から指導	
⑥発表会	・最終成果発表 ・学識経験者による講評 1 2	